

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年3月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300164 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300026 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 28 年 12 月 15 日から同年 11 月 11 日に訂正し、同年 11 月の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

ただし、平成 28 年 11 月 11 日から同年 12 月 15 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 11 月 10 日から同年 12 月 15 日まで

平成 28 年 11 月 10 日付けで A 社に入社したところ、雇用保険はすぐに加入手続きがとられているが、厚生年金保険は加入手続きがなされず、同年 12 月 15 日からの加入となっている。

正社員として期間の定めのない雇用契約で入社し、週 44 時間の勤務をしていたので、入社当日から厚生年金保険に加入すべきであったはずであるから、調査の上、資格取得年月日の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者の年金記録について

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 28 年 12 月 15 日と記録されているところ、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主は請求者が同日に被保険者資格を取得したとする届出を行っていることが確認できる。

2 請求期間のうち平成 28 年 11 月 11 日から同年 12 月 15 日までの期間について

A 社の回答、同社から提出された請求者に係る労働者名簿、出勤簿、支給控除項目一覧表及び給与支給明細書（控）並びに請求者の同社に係る雇用保険被保険者記

録から、請求者は平成 28 年 11 月 11 日から同社に勤務し、給与が支給されていたことが確認でき、当該期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、厚生年金保険の被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求者は、年金記録訂正請求書において、給与から控除された厚生年金保険料額については「0 円」であった旨記入している上、A 社は、請求者について、「試用期間後の平成 28 年 12 月 15 日に厚生年金保険に加入させており、同年 11 月分の保険料は控除していない。」とし、同社が提出した支給控除項目一覧表及び給与支給明細書（控）において、請求者に支給された給与から同年 11 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

したがって、請求者が厚生年金保険の被保険者として同年 11 月分の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができず、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

以上によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 28 年 11 月 11 日、同年 11 月の標準報酬月額は、同社から提出された給与支給明細書（控）及び「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」並びに日本年金機構の回答から 30 万円とし、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

3 請求期間のうち平成 28 年 11 月 10 日について

請求者の A 社における雇用保険の資格取得年月日は平成 28 年 11 月 11 日であることが確認できる上、同社が保管している請求者の労働者名簿には「雇入れ年月日平成 28 年 11 月 11 日」と記載され、請求者の平成 28 年 11 月分の出勤簿においては同年 11 月 11 日から勤務を開始していることが確認できることから、請求者が同年 11 月 10 日において同社に勤務していたことを確認することができず、ほかに請求者が同日から勤務していたことがうかがえる関連資料及び周辺事情はない。

したがって、請求者が、平成 28 年 11 月 10 日において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300197 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300009 号

第1 結論

昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

A 事業所を退職する際、父から「年金、健康保険はちゃんとしておかないといけない。」と言われ、退職後すぐに B 市役所か社会保険事務所に手続に行った記憶がある。また、その頃、再々社会保険事務所に行った記憶もあるが、請求期間は国民年金保険料の未納期間と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A 事業所を退職後すぐに国民年金の加入手続を行った。これまでに交付された年金手帳は、同事業所に勤務していた時に交付されたオレンジ色の年金手帳 1 冊だけであり、当該手帳を国民年金の加入手続の際に持って行き、国民年金に係る記載をしてもらった。」と主張し、年金手帳の写しを提出している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者から提出された年金手帳の写しの国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）欄に記載されている「*」は「平成 3 年 8 月 28 日」払出しと記載されていること、及びオンライン記録によると、資格取得日（昭和 62 年 4 月 1 日）に係る処理年月日は平成 3 年 9 月 2 日であると確認できることから、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは、平成 3 年 8 月頃であったと推認でき、請求者が主張する加入手続時期とは相違している。また、請求者が平成 3 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、平成 3 年 9 月 2 日に資格取得日（昭和 62 年 4 月 1 日）の処理が行われたとすると、その時点では、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付場所について、「社会保険事務所で納付していた。」と主張しているところ、日本年金機構は、「現年度の国民年金保険料を社会保険事務所で納付することはできなかった。」と回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法について、「納付書によらず現金のみで納付したか、口座振替で納付したかのどちらかだったと思う。また、保険料を納付するための資金は、預貯金を引き出していた。」と主張しているところ、請求者は、口座振替での納付や保険料を納付するための資金を引き出していたことが確認できる通帳等の資料は保管していない上、請求者が請求期間当時、口座を持っていたとするC金融機関とD金融機関について、C金融機関は、業務委託会社であるE社が平成16年以前の取引明細は保管していない旨を回答しており、D金融機関は調査期間が5年とされていることから、請求期間当時の預貯金の取引履歴を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号(*)とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に「*」以外の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。